

健診 8 団体ガイドライン新旧比較表

新	旧
<p>II 受診者にお願ひする事項</p> <p>○ 受診をお断りする場合</p> <p>次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってから受診してください。</p> <p>① 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方。</p> <p>② 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。</p> <p>③ 下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国への渡航歴がある方。 ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。 <p>○ 受診延期を考慮していただきたい場合</p> <p>① 新型コロナウイルスに感染した方</p> <p>新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。</p>	<p>II 受診者にお願ひする事項</p> <p>○ 事前に受診者へ通知する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。 <p>なお、発熱や体調不良が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状である可能性がある場合も、感染を否定できないため受診をお断りします。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の影響を避けるため、ワクチン接種後、数日以内の受診は出来るだけ避けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ いわゆる風邪症状が持続している方、何らかの体調不良を感じている方 ➤ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方 ➤ 2週間以内に、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方 ➤ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方） ➤ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方 ➤ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

ます。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

③ 基礎疾患のある方、高齢者の方

新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患といった基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診延期を考慮することを推奨します。

- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方
- ・基礎疾患（持病）の症状に変化がある方はかかりつけ医療機関に相談してください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、緊急事態宣言の期間中などの受診延期も考慮していただきます。